

津守下水処理場消化ガス有効利用事業

優先交渉権者選定基準

令和 8 年 10 月

大阪市建設局

津守下水処理場消化ガス有効利用事業 優先交渉権者選定基準

<目 次>

第1章	審査方法	1
1-1	審査方法	1
1-2	検討会議の設置	1
1-3	審査手順	2
第2章	審査内容	3
2-1	参加資格審査	3
2-2	提案審査	3
2-3	総合評価点の算出方法	4
2-4	技術評価点の算出方法	6
2-5	価格評価点の算出方法	8

第 1 章 審査方法

1－1 審査方法

提案評価は、「大阪市公募型企画競争方式運用ガイドライン」に基づいて、本事業に係る提案を公募し、提案内容を総合的に評価する。

1－2 検討会議の設置

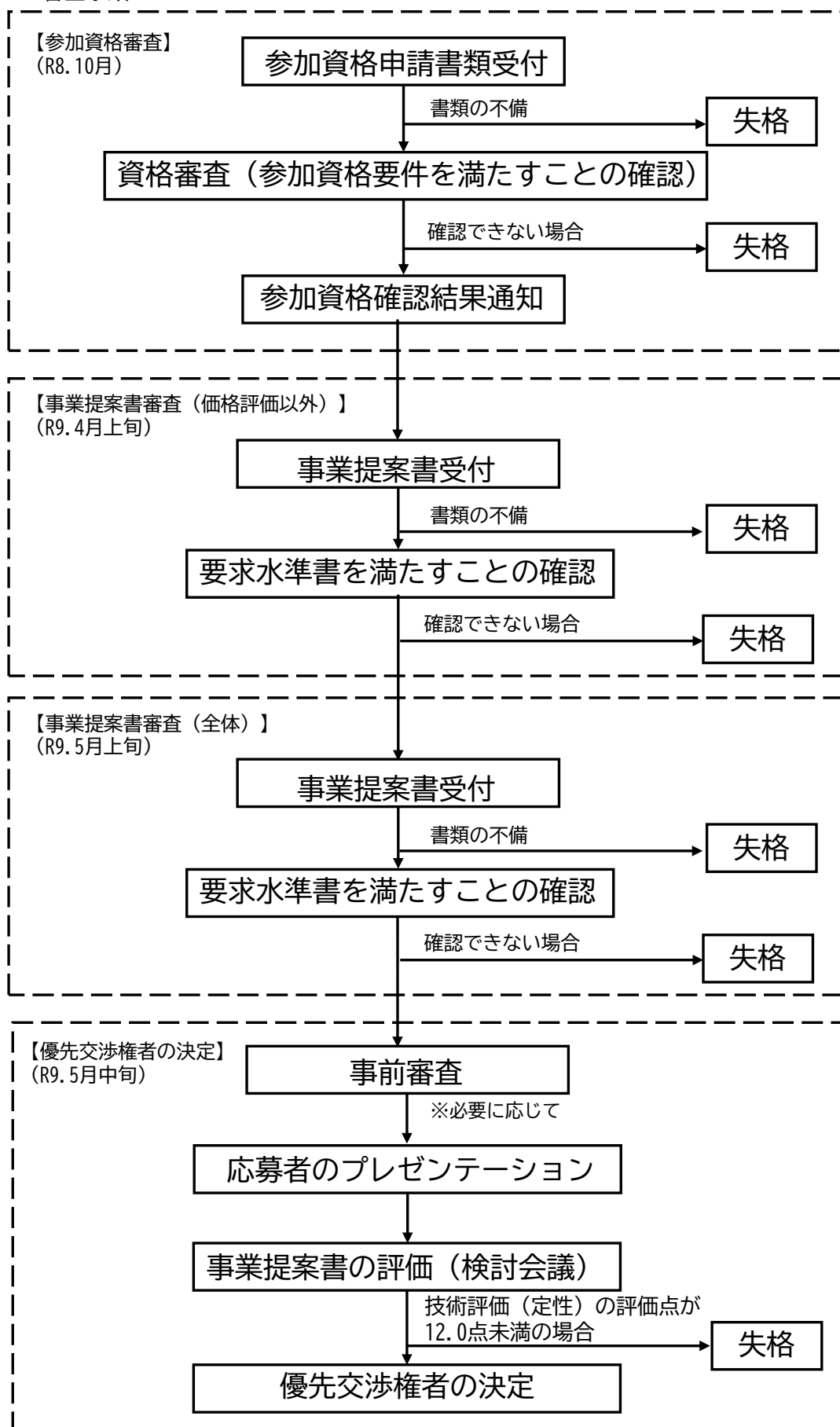
市は、優先交渉権者の選定を実施するため、検討会議を設置する。

検討会議は、応募者の参加資格確認結果の確認及び提案書類についての審査を行う。なお、検討会議を構成する委員は、以下に示すとおりである。

表 1 検討会議委員（敬称略）

区 分	氏 名	所属・役職
委員長	貫上 佳則	桃山学院大学工学部工学科 特任教授
委 員	伊與田 浩志	大阪公立大学大学院工学研究科 教授
委 員	高島 康德	公認会計士

1-3 審査手順



第2章 審査内容

2-1 参加資格審査

(1) 必要書類の確認

市は、応募者から提出された参加資格確認書類について、募集要項にて求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りではない。

(2) 参加資格の確認

市は、応募者から提出された参加資格確認書類に基づき、応募者が募集要項に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2-2 提案審査

(1) 必要書類の確認

市は、応募者から提出された事業提案書について、募集要項にて求めた必要書類が全て揃っていることを確認する。書類の不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りではない。

なお、応募者が多数あるなど、市が必要と判断した場合は、市において「2-3 総合評価点の算出方法」に基づき、定量評価の評価項目を事前審査した上で、検討会議に諮ることにより、検討会議での審査対象者を限定することがある。

(2) 要求水準要件を満たすことの確認

市は、応募者から提出された事業提案書について、必要書類が全て揃っていることを確認した後、応募者が提出した要求水準チェックリストに沿って、提案内容が要求水準を満たしていることを確認する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング

検討会議は、必要書類の確認ができた応募者を対象として、事業提案内容の確認等のために、応募者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとし、事業提案審査ではこの内容も勘案する。

詳細は対象となる応募者に個別で通知するが、本優先交渉権者選定基準公表時点では、プレゼンテーション 20 分、ヒアリング 20 分を想定している。

なお、プレゼンテーションに使用する資料は事業提案書の内容に基づくものとし、当該説明内容が事業提案書のどの頁に記載されているか分かりやすく表記すること。また、事業提案書に直接記載が無い事項について、プレゼンテーションにて説明することは禁止とし、事業提案書に無い事項をプレゼンテーションした場合は当該部分の審査は行わない。

(4) 提案内容評価

検討会議は、事業提案の非価格要素（定性・定量）及び価格要素の内容について評価し、「2-3 総合評価点の算出方法」、「2-4 技術評価点の算出方法」及び「2-5 価格評価点の算出方法」に基づき得点化を行う。

(5) 総合評価点の算出

各委員の技術評価点（定性）、技術評価点（定量）、価格評価点（定量）を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

・総合評価点

＝技術評価点（定性）＋技術評価点（定量）＋価格評価点（定量）

(6) 優先交渉権者の選定

検討会議は、総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として決定する。総合評価点の最高得点者が同点で複数ある場合には、委員の協議により優先交渉権者を選定する。

なお、技術評価（定性）の評価点が12点に満たない場合、その応募者は失格とする。

(7) 事業契約の締結

市は、審査により決定した優先交渉権者と、契約交渉を開始する。

なお、優先交渉権者の決定後、事業契約の締結までに応募者又は応募グループの構成員のいずれかの者が募集要項等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の応募者と協議を行う。その場合、審査順位が高い者から契約交渉を行い、事業契約を締結する。

2－3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

募集要項で求める技術提案及び見積書については、非価格要素に関する技術評価点（定性・定量）と価格要素に関する価格評価点とに分け、それぞれ技術評価点（定性）を50点、技術評価点（定量）を10点、価格評価点を40点とし、各委員の技術評価点（定性）の平均値、技術評価点（定量）、価格評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

・総合評価点

＝ {各委員の技術評価点（定性）の合計値÷委員数}【50点満点】＋技術評価点（定量）【10点満点】＋価格評価点【40点満点】

(2) 事業提案書の評価項目等

技術評価点（定性・定量）、価格評価点の算出にあたっての評価項目、内容及び配点は表2のとおりとする。

表 2 評価項目、評価の内容及び配点

評価区分	評価項目		評価内容	評価点
技術評価 (定性)	計画段階	経営状況	自己資本比率・経常利益黒字期間により経営／財務の安定性を評価	5
		事業計画全般（実現性）	事業実施の実現性・具体性について、事業全般・経営内容を含め評価	8
	設計・建設段階	施設設計・建設計画	施設設計・建設内容、能力・系列数等の妥当性・実現性を評価	8
	維持管理・運営 段階	安定運転・運転監視	消化ガス量及び性状（シロキサン・硫化水素・メタン等）の変動に対する対応策（運転方案・監視方法）や温水供給等の安定運転に係る提案を評価	11
		維持管理 （保守点検・維持管理）	日常・定期の保守点検、維持管理性の向上、適切な維持管理に係る提案を評価	5
		緊急時・故障発生時対応	故障発生時の設備の安全対策、緊急時の体制・対応（部品供給の迅速性含む）を評価	8
	環境・社会配慮	周辺環境への配慮	騒音・振動・排ガスへの対応及び施設の景観への配慮を評価	5
技術評価 (定量)		地球温暖化防止	消化ガス有効利用による年間推定温室効果ガス削減量など環境負荷軽減への寄与を評価	10
価格評価 (定量)	経済性	消化ガス買取額	消化ガスの買取単価×年間買取予定量による年間買取額（＝発注者への支払額）で経済性を評価	40

2-4 技術評価点の算出方法

(1) 技術評価点（定性）の算出方法

表 3 に示す 3 段階評価による得点化方法により評価項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表 3 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目について、特に優れている。	配点×1
B	当該評価項目について、優れている。	配点×0.5
C	当該評価項目について、一般的な提案である。	配点×0

(2) 技術評価点（定量）の算出方法

技術評価（定量）は、消化ガス有効利用による年間推定温室効果ガス削減量を定量的に評価する。試算は、以下の条件に沿って行う。

【前提条件】

- ・本事業で事業者が設置した施設（以下、「本施設」という）の維持管理・運営に伴い排出される年間の温室効果ガス排出量と当該施設で製造された資源化物を外部で有効利用した場合の温室効果ガス削減量を評価する。
- ・温室効果ガス排出量の評価範囲は、本施設に消化ガスを受け入れてから、資源化物を製造したところまでを範囲とする。
- ・温室効果ガス削減量の評価範囲は、本施設で製造された資源化物を消費する量によって決定する。よって、本施設から需要家へ届くまでの間に排出される温室効果ガスは本評価の評価範囲外とする。
- ・試算にあたっては、消化ガスを年間 8,620,700 Nm³/年処理する際に必要なユーティリティ使用量を用いて試算すること。試算条件は以下に記す。

【試算条件】

- ・対象となる温室効果ガスは CO₂、CH₄、N₂O とする。
- ・CH₄、N₂O はその排出量を地球温暖化係数で CO₂ 排出量に換算して定量化する。
地球温暖化係数は表 1 に示すとおりである。

表 1 地球温暖化係数

項目	係数
CO ₂	1
CH ₄	28
N ₂ O	265

(換算例)

- ◆CH₄ 排出量[t-CH₄/年]×地球温暖化係数[28]=CO₂ 排出量
- ◆N₂O 排出量[t-N₂O/年]×地球温暖化係数[265]=CO₂ 排出量

【温室効果ガス排出量】

- ・CO₂、CH₄、N₂O は維持管理・運営時に使用するユーティリティ使用量に温室効果ガス排出係数を乗じて求める。温室効果ガス排出係数は表 2 に示す係数を使用し、表に提示されていないもの

は、「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」（環境省）に準拠又は、根拠資料を提示し事業者にて設定すること。

表 2 温室効果ガス排出係数

項目	排出係数	単位
電力	0.000401	t-CO ₂ /kWh
燃料（A 重油）	2.75	t-CO ₂ /kL
燃料（灯油）	2.50	t-CO ₂ /kL
燃料（軽油）	2.62	t-CO ₂ /kL
燃料（都市ガス）	0.00209	t-CO ₂ /m ³
燃料（LPG）	3.00	t-CO ₂ /t
上水	0.0020	t-CO ₂ /m ³
薬品（水酸化 Na (NaOH50%)）	1.2	t-CO ₂ /t
薬品（活性炭）	0.26	t-CO ₂ /t

（算定方法例）

◆消費電力量[kWh/年]×温室効果ガス排出係数[t-CO₂/kWh]=CO₂排出量[t-CO₂/年]

※なお、消費電力量を算定する際は、負荷率を事業者にて設定し、以下の式で算出すること。

◆消費電力量[kWh/年]=電動機容量[kW]×年間の稼働時間[hr/年]×負荷率

【温室効果ガス削減量】

- ・温室効果ガス削減量は、消化ガスを利用した資源化物として発電電力量と都市ガス製造量に基づき算定する。
- ・発電電力量及び都市ガス製造量は算出根拠を設定すること。

（算定方法例）

◆発電電力量（送電端）[kWh/年]×温室効果ガス排出係数[t-CO₂/kWh]=CO₂削減量[t-CO₂/年]

◆都市ガス製造量（注入時点）[m³/年]×温室効果ガス排出係数[t-CO₂/m³]=CO₂削減量[t-CO₂/年]

【技術評価（定量）の得点化方法】

- ・以下の式で年間の温室効果ガス評価量を算定する。

◆年間の温室効果ガス評価量[t-CO₂/年]

=年間の温室効果ガス削減量[t-CO₂/年]－温室効果ガス排出量[t-CO₂/年]

- ・算定された温室効果ガス評価量が最大であるものを1位とし、配点の満点である10点を付与する。他の応募者の得点は以下の計算式により算出し、技術評価（定量）点の小数点以下第3位を切り捨てる。

◆技術評価点（定量）=技術評価（定量）の配点（10点）×応募者の年間温室効果ガス評価量÷応募者中の年間最大温室効果ガス評価量

2-5 価格評価点の算出方法

価格評価点は、以下の方法により算定する。

なお、応募者の提案する買取り単価が下限値である 11 (円/Nm³) の場合、価格評価点は 0 点とする。

(1) 年間買取り予定額の算出方法

年間買取り予定額 (円/年) = 消化ガス買取り予定量 (Nm³/年) × 買取り単価 (円/Nm³)

※試算にあたっては、消化ガス買取り予定量を年間 8,620,700 Nm³/年と想定し計算すること。

(2) 価格評価点の算出方法

価格評価点 = 価格評価点の配点 (40 点) × 応募者の年間買取り予定額

÷ 応募者中の最大年間買取り予定額